

(変更前/変更後対照)

【 認定手数料及び調査手数料 】

別表 1 (第11条第1項及び第12条第1項関係) 認定手数料及び確認調査手数料

2015年11月9日

改訂・施行 2015年2月6日

有機農産物の生産行程管理者			料 金 (税込)
個 人 グループ	申請手数料	基 本 額 (1農家増す毎に22,500円加算)	38,500 円
	検査・調査料	圃場面積0,5ha以下の場合 <u>(実施検査所要時間を4時間とし、 1時間増す毎に3,500円を加算)</u>	35,000 円
		圃場面積1,0ha以下の場合 (0,5ha増す毎に15,000円加算) <u>(実施検査所要時間を4時間とし、 1時間増す毎に3,500円を加算)</u>	52,500 円
	判定料	基 本 額 (1農家増す毎に15,000円加算)	18,000 円
法 人	申請手数料	基 本 額	64,000円
	検査・調査料	圃場面積0,5ha以下の場合 <u>(実施検査所要時間を4時間とし、 1時間増す毎に3,500円を加算)</u>	55,500 円
		圃場面積1,0ha以下の場合 (0,5ha増す毎に17,500円加算) <u>(実施検査所要時間を4時間とし、 1時間増す毎に3,500円を加算)</u>	78,000 円
	判定料	基 本 額	25,500 円

加工食品の生産行程管理者			料 金 (税込)
個 人	申請手数料	基 本 額	52,500 円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 (事業所面積が概ね200㎡以内)	45,500 円
		実地検査所要時間4時間未満 (事業所面積が概ね400㎡以内)	73,500 円
		実地検査所要時間8時間未満 (以下、4時間増す毎に32,000円加算)	101,500 円
判定料	基 本 額	26,000 円	

法人	申請手数料	基本額	66,500円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 (事業所面積が概ね200㎡以内)	42,500円
		実地検査所要時間4時間未満 (事業所面積が概ね400㎡以内)	62,500円
		実地検査所要時間8時間未満 (以下、4時間増す毎に42,000円加算)	115,500円
判定料	基本額	32,500円	

小分け業者			料金(税込)
個人	申請手数料	基本額(表示区分が有機農産物か有機加工食品のいずれか1品目の場合)	49,500円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 (事業所面積が概ね150㎡以内)	46,000円
		実地検査所要時間4時間未満 (事業所面積が概ね500㎡以内)	72,000円
		実地検査所要時間8時間未満 (以下、4時間増す毎に17,500円加算)	96,500円
判定料	基本額	26,000円	
法人	申請手数料	基本額(表示区分が有機農産物か有機加工食品のいずれか1品目の場合)	68,500円
	検査・調査料	実地検査所要時間2時間未満 (事業所面積が概ね150㎡以内)	62,500円
		実地検査所要時間4時間未満 (事業所面積が500㎡以内)	85,000円
		実地検査所要時間8時間未満 (以下、4時間増す毎に20,000円加算)	108,500円
判定料	基本額	32,500円	

- 1 手数料の額に交通費の実費を加算します。
但し、徳島県及び香川県においては、県庁所在地から申請者の事業所までの交通費の実費を加算します。
- 2 実地検査において、宿泊を要する場合は、1名1泊につき15,000円を加算する
- 3 検査・調査の実施において、理事長が2名以上の検査員を派遣する場合は、1名一日につき12,000円(加工に有っては、15,000円)を加算する。
- 4 同日、複数件の検査・調査を行った場合の交通費の算定方法は、所要の実費において按分するものとします。

別表 2 (第12条第2項関係) 臨時確認調査手数料

2015年11月9日

改訂・施行 2015年2月6日

調査対象者の種別	調査内容・規模	手数料(税込)
有機農産物の生産行程 管理者及び小分け業者	実地調査所要時間3時間未満の場合	55,500 円
有機加工食品の生産 行程管理者	実地調査所要時間3時間未満の場合	63,000 円
全ての認定事業者	書類審査のみの場合	28,500 円
	判定料	18,000 円

注) 1 手数料の額に交通費の実費を加算する。

但し、徳島県及び香川県においては、県庁所在地から申請者の事業所までの交通費の実費を加算します。

2 実地調査の時間が3時間を超える場合は、1時間増す毎に2,500円(加工にあつては、3,500円)を加算する。

3 実地調査において、宿泊を要する場合は、1泊/1名15,000円を加算する。

4 同日、複数件の検査・調査を行った場合の交通費の算定方法は、所要の実費において按分するものとします。